

# 高知県小学生バレーボール連盟規約

## 第1章 名 称

第 1 条 本連盟は、高知県小学生バレーボール連盟と称する。

## 第2章 組 織

第 2 条 本連盟は、高知県の小学生のバレーボール団体をもって組織する。

## 第3章 目 的

第 3 条 本連盟は、高知県における小学生のバレーボール団体の連携協力、並びに技術の向上を図り、バレーボール技術の普及発展に努めることを目的とする。

## 第4章 事 業

第 4 条 本連盟は、第3章に定めた目的を達成するために、次の行事を行う。

1. 日本小学生バレーボール連盟並びに四国小学生バレーボール連盟、高知県バレーボール協会との連絡協調
2. 競技会の開催
3. 講習会の開催
4. その他目的達成に必要なこと

## 第5章 役 員

第 5 条 本連盟に次の役員をおく。

1. 会長 1名
  2. 副会長 2名
  3. 理事長 1名
  4. 副理事長 2名 **複数名**
  5. 各委員長 4名
  - 6. 各副委員長 若干名**
  7. 会長委嘱常務理事 2名
  8. 会計 1名
  9. 監査 2名
- 本連盟には、顧問、参与をおくことができる。

第 6 条 会長は役員選考委員会で決定し、理事総会で承認する。  
会長は本連盟を統括し、かつ代表する。

第 7 条 副会長は役員選考委員会で決定し、理事総会で承認する。  
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第 8 条 理事長は役員選考委員会で決定し、理事総会で承認する。  
理事長は本連盟の常務を統括する。

第 9 条 **副理事長は理事長が推薦し、常務理事会で承認する。**  
**副理事長は、理事長を補佐する。**

第10条 各委員長は役員選考委員会で決定し、理事総会で承認する。  
各委員長は、各委員会を統括し、かつ代表する。

第11条 **各副委員長は各委員長が推薦し、常務理事会で承認する。**  
**各副委員長は、委員長を補佐する。**

第12条 会長委嘱常務理事は会長が推薦し、常務理事会で承認する。  
会長委嘱常務理事は、常務理事会の意思決定に加わる。

- 第13条 会計は役員選考委員会で決定し、理事総会で承認する。  
会計は本連盟の会計を行う。
- 第14条 監査は役員選考委員会で決定し、理事総会で承認する。  
監査は本連盟の会計監査を行う。
- 第15条 各役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。欠員による補充は、常務理事会を開いて決定し、総会で報告・承認する。欠員補充による役員の任期は前任者の残在期間とする。

## 第6章 会 議

- 第16条 本連盟に次の会議をおく。
1. 理事総会  
上の会議の議決は出席構成員の過半数の賛成によって成立する。
  2. 常務理事会
  3. **役員会（拡大常務理事会）**
  4. 役員選考委員会
  5. 暴力行為防止対策委員会
  6. 調停委員会
- 上の会議の議決は全会一致を原則とする。
- 第17条 理事総会は理事をもって構成し、会長が召集する。  
理事は、各団体の代表1名とする。
- 第18条 常務理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・各委員長・会長委嘱常務理事2名・会計をもって構成し、必要に応じて理事長が召集する。  
本会は、2/3以上の出席で成立し、出席者の全会一致を原則とする。
- 第19条 役員会（拡大常務理事会）は、常務理事（会長・副会長・理事長・副理事長・各委員長・会長委嘱常務理事2名・会計）と各委員会副委員長・各ブロック長・監査をもって構成し、必要に応じて理事長が召集する。
- 第20条 役員選考委員会は、常務理事選出選考委員（3名）と各ブロック選出選考委員（5名）で構成し、理事長が召集する。  
役員選考に関わる審議を行う。
- 第21条 暴力行為防止対策委員会は、会長・副会長・理事長・副理事長で構成し、会長が召集する。  
高知県小学生バレーボール連盟指導者等における暴力行為の解消に向けた審議を行う。
- 第22条 関係者の要請により、選手・指導者の登録、大会参加におけるトラブル、指導者の救済等の調停を目的とした調停委員会を召集することができる。

## 第7章 会 計

- 第23条 本連盟の経費は登録料及び競技会参加料、補助金、寄付金その他収入をもってこれにあてる。
- 第24条 本連盟に加盟する団体は、毎年4月末日までに登録料10,000円を納入するものとする。但し、年度途中でも新しく加盟登録することができる。  
県小学生バレーボール連盟のみの登録料は5,000円とする

## 第8章 専門委員会

- 第25条 本連盟には次の委員会をおく。
1. 指導普及委員会
  2. 競技委員会
  3. 審判委員会
  4. 総務委員会
- 第26条 各委員長は、各副委員長と協議し、委員会の活動の円滑な遂行のため、各委員会委員を推薦し、当人の了承の上、任命することができる。

各委員会委員は、各委員長・副委員長会で決定し、常務理事会で承認する。

第9章 総 則

第27条 本連盟の年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第28条 規約改正に関しては、理事総会における出席理事の過半数の賛成がなければ改正できない。

付 則 本規約は、昭和61年1月18日より施行する。

昭和62年2月改定, 一部追加	1996年2月改定
1990年1月改定, 一部追加	1998年2月改定
1992年2月改定	2009年2月改訂
<b><u>2010年6月改訂</u></b>	